

第7回九州厚生局 地域共生社会推進会議	資料 1
令和7年11月10日	

地域共生社会の実現に向けた直近の施策動向と都道府県への期待

【2025/11/10 九州厚生局地域共生社会推進会議】

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

室長補佐 武田遼介

(1) 地域共生社会の背景と施策概要

**(2) 包括的な支援体制整備・重層的支援体制整備事業
の課題**

(3) 次期制度改正の方向性（2040年に向けて）

(1) 地域共生社会の背景と施策概要

(2) 包括的な支援体制整備・重層的支援体制整備事業 の課題

(3) 次期制度改正の方向性（2040年に向けて）

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

✓ 人口構造の急速な変化

生産年齢人口	2020年：7,509万人	→	2040年：6,213万人
高齢者人口	2020年：3,603万人	→	2040年：3,928万人

✓ 人口減少の地域差

558の市町村（全市区町村の約3割）が、2050年には人口が半減する（2015年比）
特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。

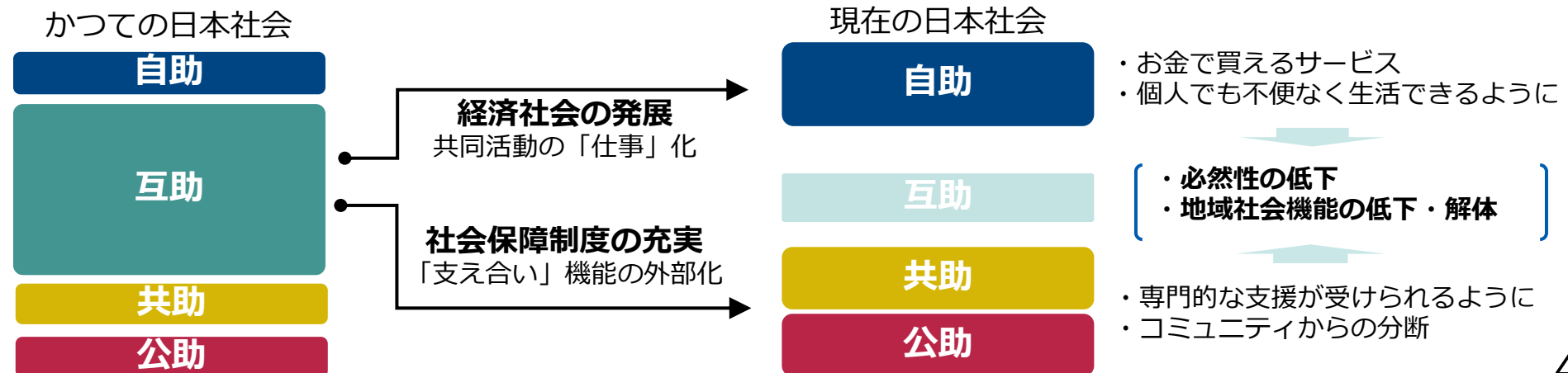
✓ 単身高齢世帯の増加

2020年：738 万世帯（13.2%） → 2040 年：1,041 万世帯（18.6%）

✓ つながりの変容 （注）「なにかにつけ相談したり助け合えるようなつきあい」が望ましいと回答した割合の変化

「親せきとのつきあい」	1973年：51%	→	2018年：30%
「隣近所の人とのつきあい」	1973年：35%	→	2018年：19%
「職場の同僚とのつきあい」	1973年：59%	→	2018年：37%

✓ 自助・互助・共助・公助のバランスの変容



地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

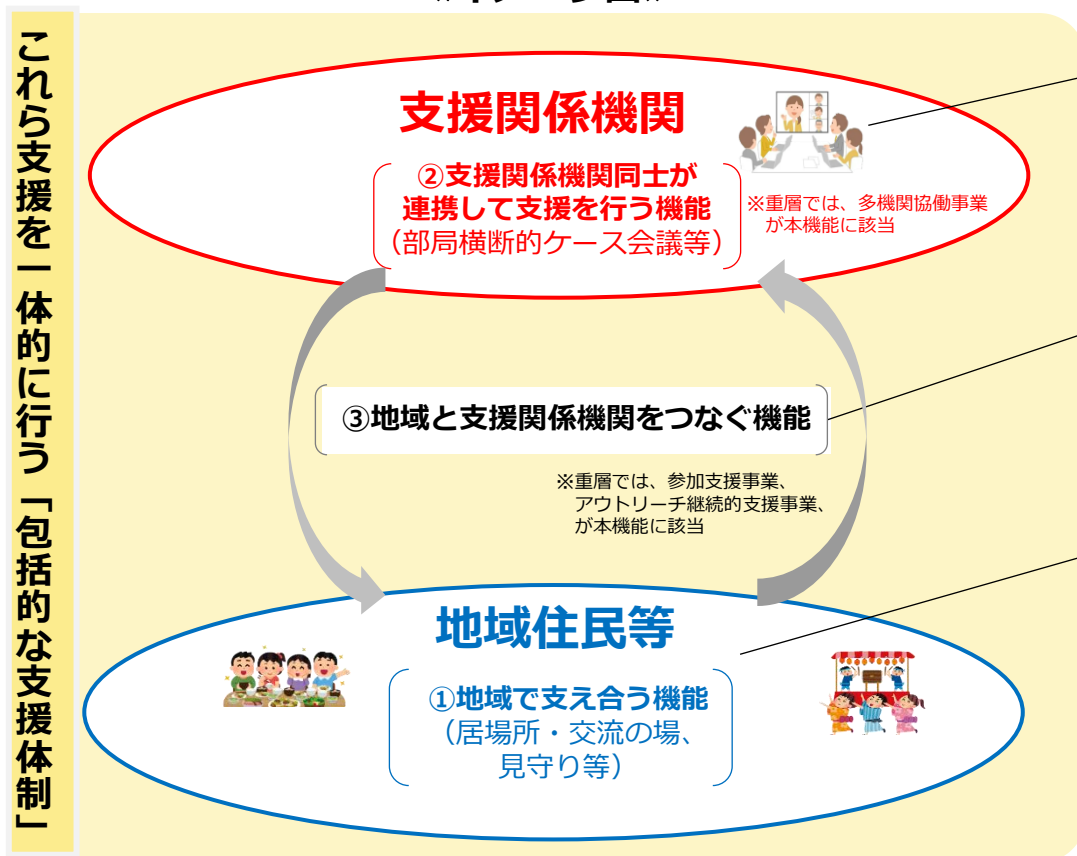
(任意事業：全国473箇所(R7予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の实情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 それぞれの制度から 重層事業の実施有無に関わらず 財政措置	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層事業を実施した市町村にのみ追加の財政支援を実施

(1) 地域共生社会の背景と施策概要

(2) 包括的な支援体制整備・重層的支援体制整備事業
の課題

(3) 次期制度改正の方向性（2040年に向けて）

包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題①）

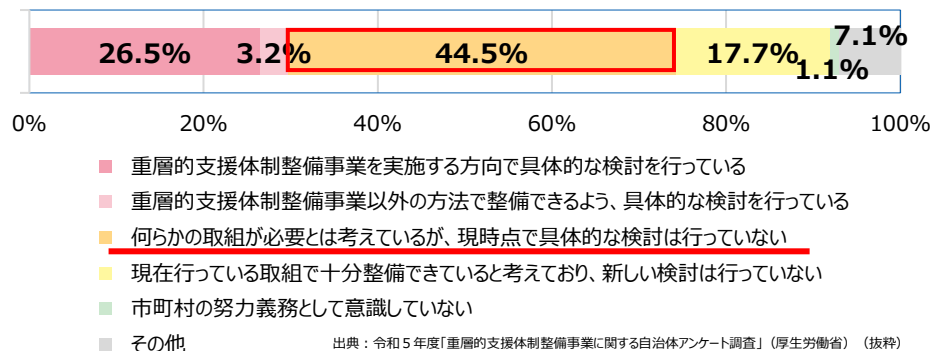
現状・課題①

- 社会福祉法第106条の3において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としており、社会福祉法第106条の4において、その一つ的手段として「重層的支援体制整備事業」が位置づけられている。

（包括的な支援体制の整備・支援の状況）

- 一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供が中心であり、市町村の実情に応じた支援等に向けた対応が課題。
- また、重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とすることを求める意見があった。

《市町村における包括的な支援体制整備の検討状況》



《都道府県の課題認識》

- ・ 市町村ごとに取り組みの進捗状況が異なっており、抱えている問題も様々であるため、全体研修により取り組みを推進する段階から市町村個々の悩みを解決する段階に移行しつつあると感じており、アドバイザー派遣等の取り組みを行い個々の課題の抽出・解決を行っていくことが重要であると考えている。
- ・ 市町村でどのような事業を実施しているかを分析・評価（事業アセスメント）するとともに、地域にどのようなニーズがありどのような資源があるのかを調査・分析・評価（地域アセスメント）し、それらを勘案して自治体の事業の実施体制を検討する（新規、継続、組み換え、廃止の検討）ことが重要である。都道府県としては、市町村が希望する場合に、前述した取組を実施するための支援を行うべきだと考えている。

《都道府県による市町村支援の状況》

法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供

市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催

福祉部門における市町村間の意見交換の場の提供

福祉部門以外を含む市町村間の意見交換の場の提供

市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集

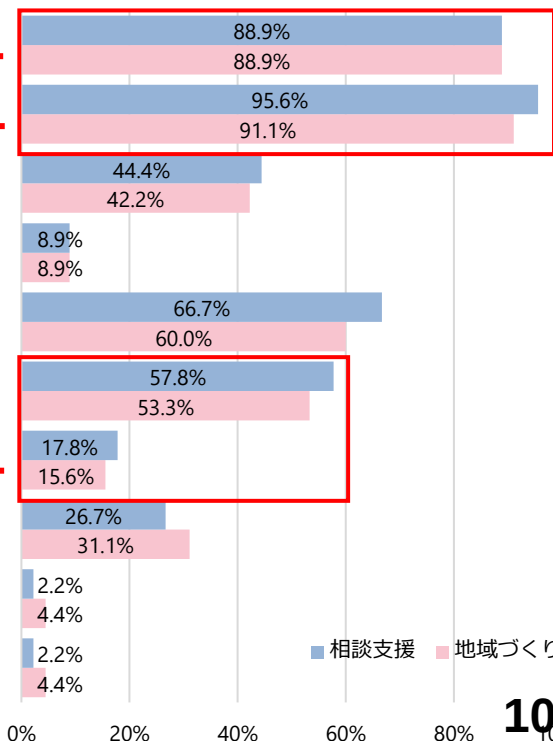
市町村の個別課題に応じた支援（アドバイザー派遣等）

精神保健等、県が支援関係機関となる分野の取組み

都道府県庁内での関係部署間の協議

取組は特に行っていない

その他



包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題②）

現状・課題②

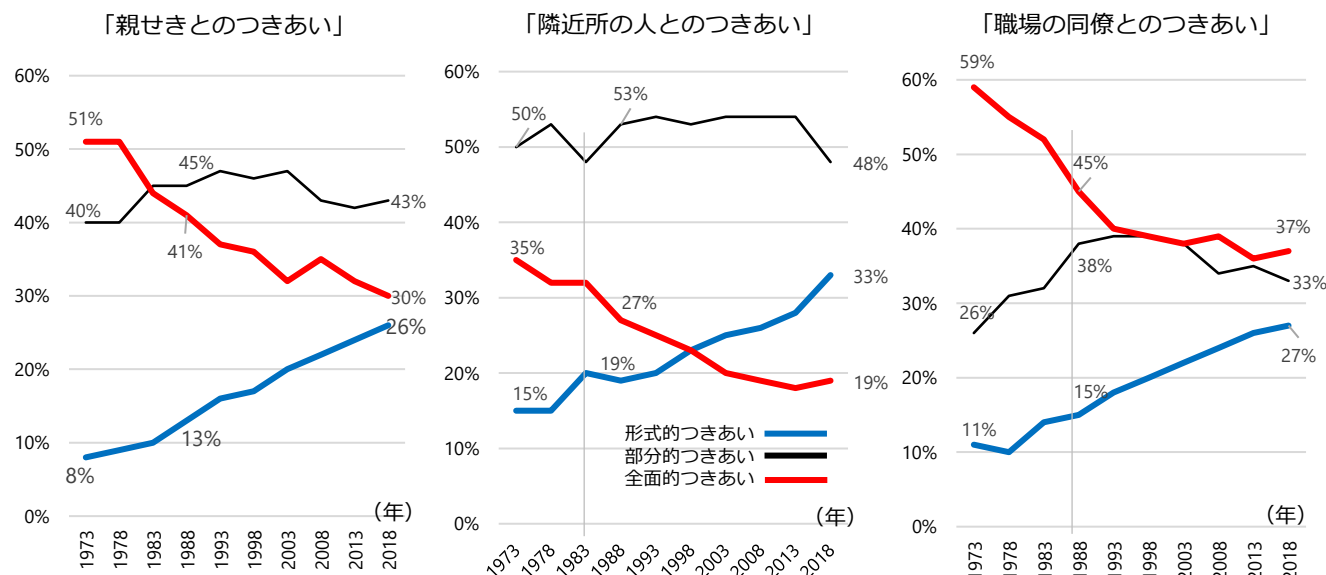
（地域づくり・地域との連携・協働）

- 包括的な支援体制の整備にあたっては、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に組み込めていない状況が見られる。
- また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じており、地域との連携・協働の取組支援を進めていく必要がある。

（包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

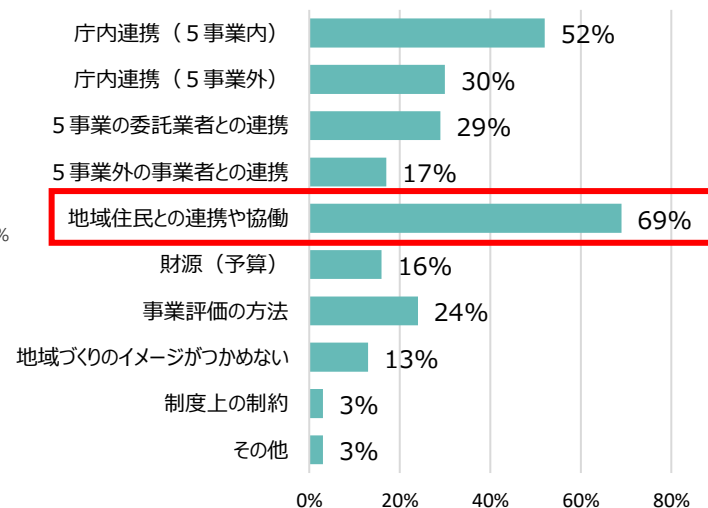
- こども・若者支援については、こども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの取組が進められてるが、こども期から若者に至る過程での支援が継続しないこと、関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないとの指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていない面もある。

《地域における支え合いの変容》



《地域づくりにおいて重要と思う課題》 （市町村の認識）

n = 99
（3つまで選択）



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」（注）「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。

「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい 「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい

「全面的つきあい」：なにかにつけ相談したりたすけ合えるようなつきあい

（※）5事業とは、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に含まれる「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を指す。
○ 令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」「地域づくり」推進のための手引き
地域共生社会の実現に向けて～」（株式会社Redlover）

重層的支援体制整備事業の現状・課題

現状・課題

（重層的支援体制整備事業の運用状況）

- 令和2年度の制度創設以降、実施箇所数は増加している中で、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。
- また、事業実施に向けた検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。

（生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係）

- 重層的支援体制整備事業は、既存の各福祉分野の制度を下支えする補完的な機能を果たすことで、包括的な支援体制の整備を図るための体制整備の事業であるが、既存制度が十分に活用されないまま、重層的支援体制整備事業担当（多機関協働事業担当）にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。
- このため、既存制度の活用、特に制度の狭間を生まないための包括的な支援を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が重要となるが、現状、生活困窮者自立支援制度の相談支援の対象が限定的に捉えられている面もある。

《プロセス実施状況》

重層的支援体制整備事業
実施に向けた準備を行う
PT等の設置状況

設置している・・・43.6%
設置していない・・・56.4%

PT等の設置状況別の、
事業運用に関するルール
やツールの作成状況

設置している場合・・・55.9%
設置していない場合・・・22.0%

《事業評価・見直しの実施状況》

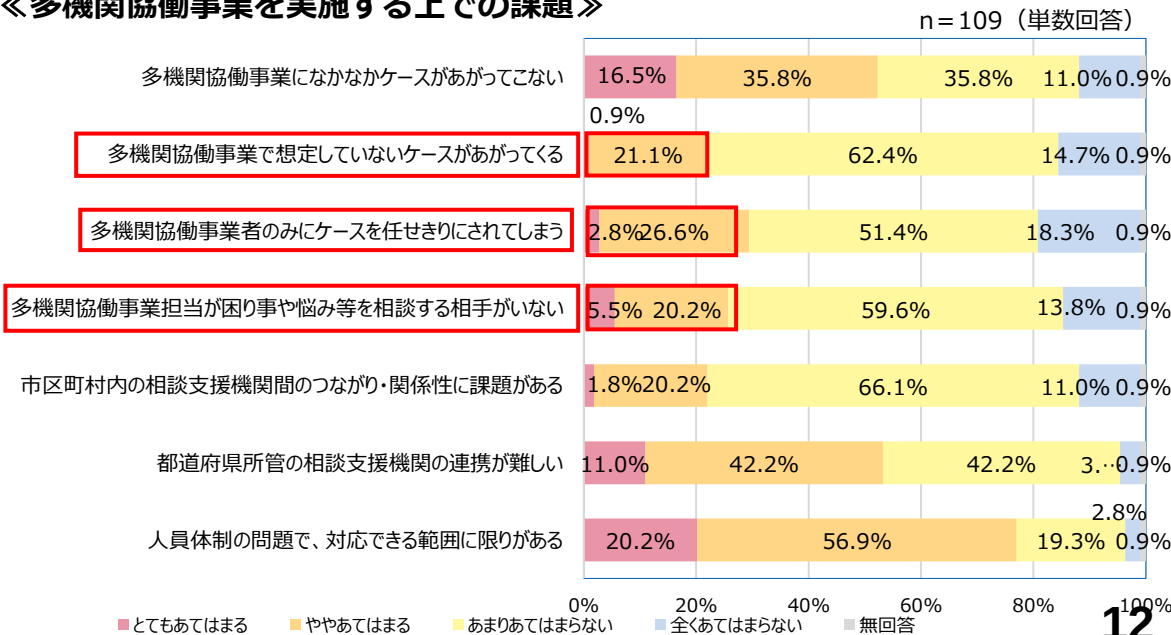
重層的支援体制整備事業
実施計画の策定状況

策定済・・・62.4%
策定中・・・27.5%
策定予定なし・10.1%

実施計画における記載
状況

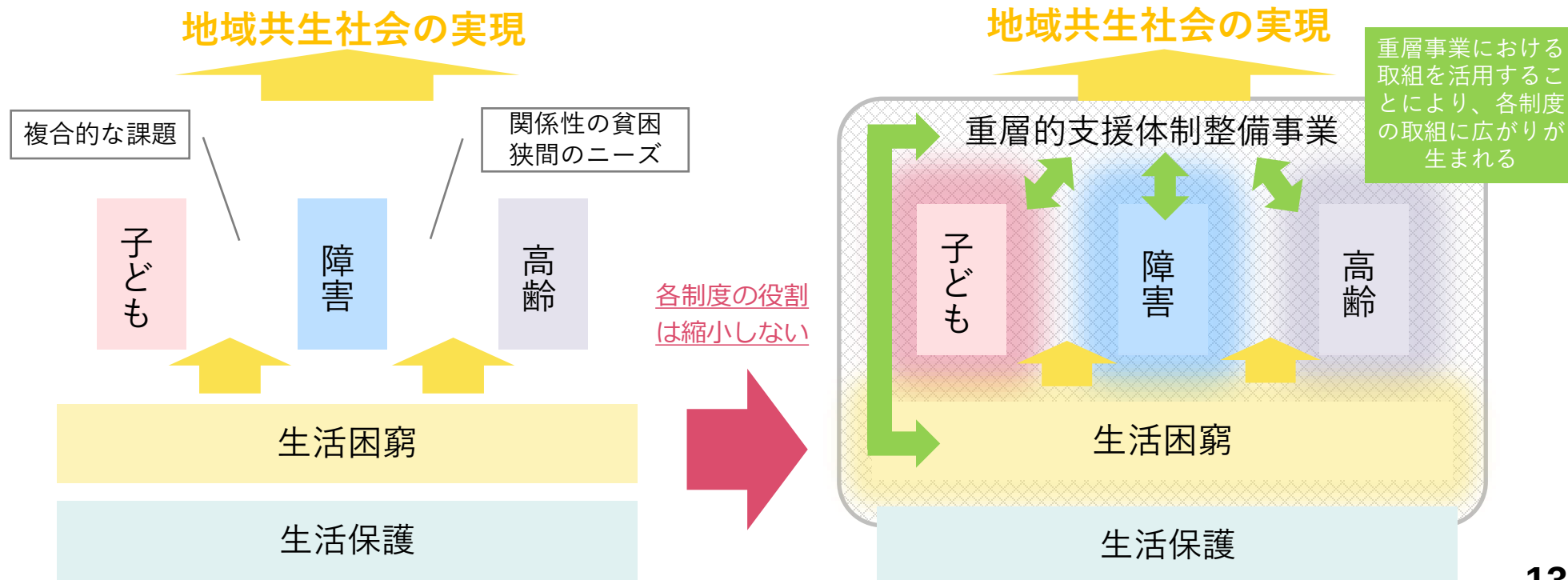
事業目標を記載・・・53.5%
事業評価・見直しに関する事項
を記載・・・65.9%

《多機関協働事業を実施する上での課題》



重層的支援体制整備事業の意義

- 地域住民を含めすべての関係者との協働により「包括的な支援体制」を整備できるようにする。
 - ※ 新しい「窓口」をつくるものではない。包括的な「相談支援」体制ではない。
 - すべての住民を対象に
 - すべての関係者とともにつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援・地域づくりの機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生社会の理念を共有し、関係機関が連携し市町村全体の包括的な支援体制の整備に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

生活困窮者支援

子ども・子育て
家庭

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

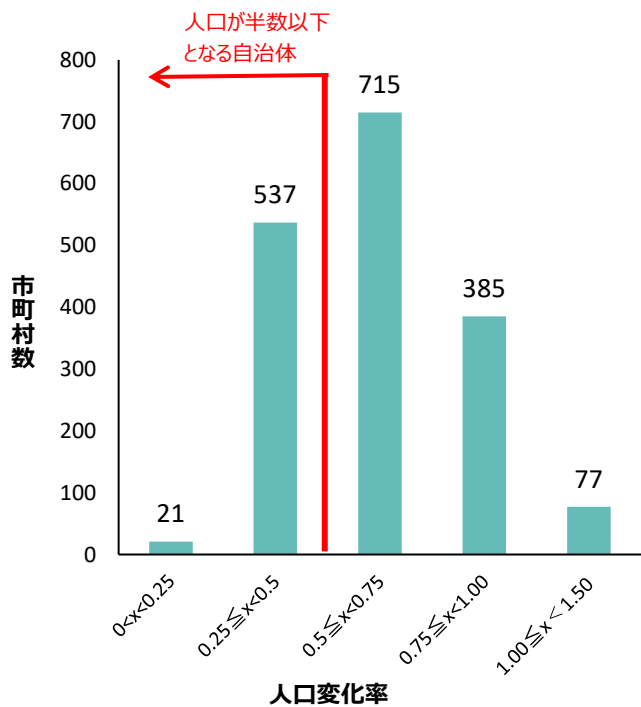
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（現状・課題）

現状・課題

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、過疎地域等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要がある、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

《2050年人口の変化率別市区町村数》
（2015年人口比）



（出典）国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」（令和3年6月）

《持続可能な地方行財政の在り方に関する
研究会報告書（抜粋）》（令和7年6月）

- 1. 人材不足等の状況
 - ・ 生産年齢人口はピーク時から約1100万人減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
 - ・ 団塊ジュニア世代の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化
- 2. 事務処理に関する課題と対応
 - ・ 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
 - ・ 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
 - ・ 国としても具体的な対応策について一定の選択肢を示す
- 3. 公務人材の確保
 - ・ 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

《重層的支援体制整備事業実施率》
（人口規模別／令和6年度）

市町村の人口規模	事業実施率
1万人未満	6.6%
1万人以上～3万人未満	13.7%
3万人以上～5万人未満	20.9%
5万人以上～10万人未満	29.1%
10万人以上～20万人未満	35.8%
20万人以上～30万人未満	47.9%
30万人以上～40万人未満	63.3%
40万人以上～50万人未満	78.9%
50万人以上	57.1%

（出典）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和6年1月1日時点）より作成

(1) 地域共生社会の背景と施策概要

(2) 包括的な支援体制整備・重層的支援体制整備事業
の課題

(3) 次期制度改正の方向性（2040年に向けて）

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		（座長）宮本 太郎	中央大学法学部教授

④開催状況・今後のスケジュール

- 第1回（令和6年6月）：論点設定・今後の進め方等、第2～8回（令和6年7月～令和7年1月）：ヒアリング、現状・課題等の議論
第9回（令和7年3月）：論点整理、第10回（令和7年5月）：中間とりまとめ（案）→令和7年5月28日：中間とりまとめ公表
（以降、関係審議会でも議論）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等

- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（基本的な考え方）

1. 基本目標

○2040年に向けて、全ての市町村において、支援が必要な方を誰も取り残さない「**包括的な支援体制**」が整備されることを目指す。

2. 「包括的な支援体制」の整備に向けた取組方針

○「包括的な支援体制」の整備への道筋としては、①生活困窮者自立支援制度※¹を軸に関係制度・事業の連携を強化していく「**既存制度活用アプローチ**」と、②人口減少や担い手不足等を踏まえ、関係制度・事業を市町村の体制に応じて集約化していく「**機能集約アプローチ**」が考えられる。この基本認識の下、市町村が地域住民等と議論した上で、実情に合った**道筋を選択できるような条件整備を進める**（人口減少の進展を踏まえ、将来的には**機能集約アプローチ**への集約を想定）。

（※1）生活困窮者自立支援制度が、支援が必要な方からの相談を断らず受け止めることを明確化した上で、支援者支援の機能を強化。

○このため、次のような取組を行う。

（1）**地域との連携・協働機能強化**のため、相談対応人材の共通化※²や地域づくりを担う人材の一本化※³に向けた取組を推進するとともに、地域住民の参画を促す取組※⁴を推進する。

（※2）相談対応人材は、相談者が抱える課題を地域住民と連携して迅速に把握し、制度の縦割りを超えて、対応を行う機能を担う。（専門的な相談・支援については必要に応じて、都道府県や支援関係機関等と連携する。）

（※3）地域づくりを担う人材は、福祉分野のみならず、まちづくり分野の人材の活用も想定。

（※4）地域住民が支え合う互助機能の強化に向け、地域運営組織（RMO）との連携・協働を進めるなどし、地域住民の参画を促す取組を推進。

（2）高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業を集約化していくための「**機能集約特例制度**」を創設する（当面は、中山間・人口減少地域を対象）。

3. 重層的支援体制整備事業の位置づけ・質の向上

○重層事業は、**包括的な支援体制を整備するための手段（ツール）**であることを再確認するとともに、**単なる体制整備（人件費補助）から、機能面・取組面（実績）を総合評価※⁵する仕組みへと見直していく**。

（※5）評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせる総合的に行うことを念頭に今後議論を進め、調査研究等において精査。

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（イメージ）

包括的な支援体制の整備（106条の3）

既存制度活用アプローチ

○生活困窮者自立支援制度を中心に関係制度・事業の連携を強化していくアプローチ（注1）

機能集約アプローチ（特例制度創設） （当面は中山間・人口減少地域を対象）

○関係制度・事業を市町村の体制に合わせて集約化していくアプローチ（注2）



将来の方向

地域との連携・協働機能強化に向けた取組

○相談対応人材の共通化、地域づくりを担う人材の一本化（機能集約アプローチで先行）
○地域住民の参画を促す取組等の推進

重層的支援体制整備事業（106条の4）⇒ 包括的な支援体制（106条の3）を整備するためのツール

（注1）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。（地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能）

（注2）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化（詳細な制度設計は今後調整）

包括的な支援体制整備に向けた対応（論点①）

論点①

○ 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

（市町村における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 市町村が包括的な支援体制を整備を進めるにあたって実施すべき施策の明確化（地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村の体制整備の促進（支援会議の活用を可能とする 等）
- ・ 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るための方策を推進（市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設 等）
- ・ 生活困窮者自立支援制度による対応強化（制度対象に支援が必要な者が幅広く含まれることを明確化、福祉事務所未設置町村における一次相談事業の拡充（努力義務化） 等）

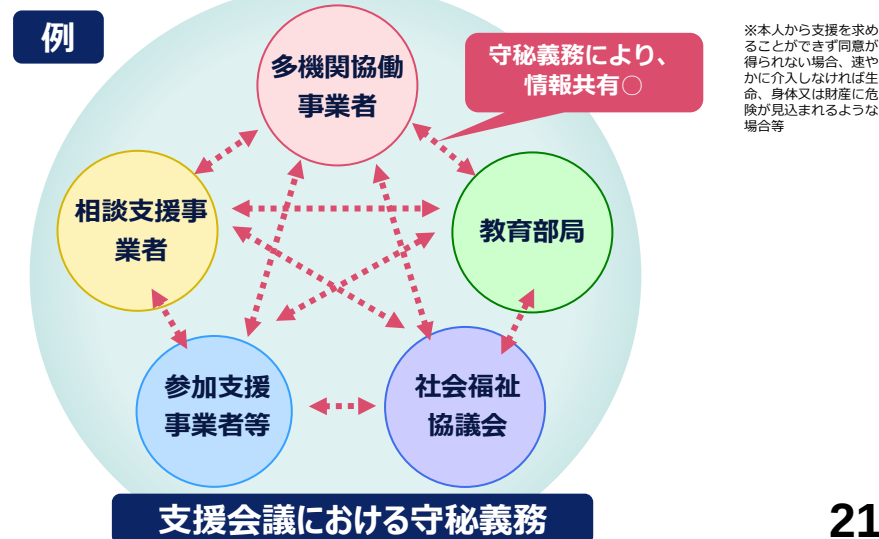
《包括的な支援体制のイメージ図》



《支援会議の仕組み》

※現在、重層的支援体制整備事業実施自治体のみ活用可

- ・ 複雑化・複合化した課題が疑われるケースの情報共有や支援方策等の検討を行う
- ・ **守秘義務の設定**
⇒ 一定の要件（※）を満たす場合、本人同意なしでケースの情報共有が可能となる



（注）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）
支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）

包括的な支援体制整備に向けた対応（論点②）

論点②

（都道府県における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 都道府県による支援強化（市町村への伴走支援強化、広域対応が必要な支援実施主体としての役割の明確化 等）

（重層的支援体制整備事業の質の向上）

- ・ 検討プロセスの要件化（現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画の見直し（必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加、計画の定期的な見直し 等）
- ・ 財政支援の仕組みの見直し（体制整備（人件費補助）→ 機能面・取組面の総合評価に 等）

（※）必要な検討プロセス・事業の評価・見直し方法等は、調査研究を実施・整理し自治体に示す。なお、評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせる総合的に行うことを念頭に今後詳細を検討。

（包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

- ・ こども・若者支援の推進（市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意（※）した包括的な支援体制整備の必要性を周知、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の取組促進（努力義務化、補助の在り方）
- （※）こども期からの予防的支援や若者の特性に留意しアウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと 等

《都道府県の責務・役割》

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第6条（略）

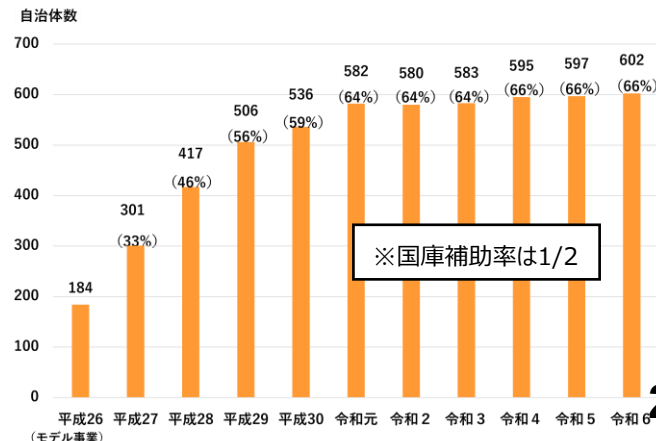
3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

《包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業》

- 予算額：1.5億円（令和7年度）
- 国庫補助率：3／4
- 主な実施内容
 - （1）都道府県庁内・外の連携体制確保
 - （2）市町村への研修（必要なプロセス等の実施）
 - （3）管内市町村同士のネットワーク作り
 - （4）管内市町村に対する伴走支援の実施
 - （5）機運醸成のためのセミナー・シンポジウム開催

R7年度から追加

《子どもの学習・生活支援事業の取組状況》



過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点①）

論点①

- 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。なお、詳細（必要な人員体制等）については、自治体の意見も聞きつつ、モデル事業等を実施した上で、実態に即した内容となるよう検討を進める。

（各分野の相談支援・地域づくり事業の体制整備）

- ・ 高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、既存事業の機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく機能別に構造化し、包括的な実施を可能とするため、配置基準等を柔軟化。
- ・ 相談支援は、一次相談対応に必要な分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。専門的相談対応等を行うため、都道府県や近隣市等との連携体制構築を要件化。
- ・ 地域づくりは、地域活動コーディネーターを配置。コーディネーターは福祉分野に加え、福祉以外のまちづくり分野等の役割も兼ねる。地域活動・拠点運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化。分野・属性を問わない取組支援を可能とする。これらについて、地域運営組織（RMO）と一体的に実施することも想定。

（相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する事業）

- ・ 重層的支援体制整備事業よりも簡素なものとし、地域との連携・協働機能の強化を図る内容とする。

《具体的なイメージ（案）》

＜相談支援＞

都道府県 近隣市等 専門職団体等

※連携体制の確保

専門相談対応

- ・ 地域の事業者で対応が困難なケースの助言等対応を行う。
（※）支援拒否、虐待事案等、緊急的な対応相談を想定。
- ・ 都道府県や近隣市等との連携体制を構築することを要件とし、後方支援を受けられる体制とする。

一次相談対応

- ・ 分野・属性問わず包括的に相談を受け止め、アセスメントし、支援・サービスにつなげる。
- ・ 専門的な内容は、市町村内の専門相談対応につなぐ又は都道府県や近隣市等との連携体制を構築した広域対応につなげる。
- ・ 分野・属性を問わない包括的な相談対応のための研修等も実施。

地域との連携・協働の強化

＜地域づくり＞

地域活動運営機能

- ・ 既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民発意に基づく分野・属性を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。

地域活動コーディネート機能

- ・ 住民ニーズ・住民発意を尊重した地域活動創出のコーディネートを行うため、コーディネーターを配置。
- ・ 生活支援コーディネーターや生活困窮相談員等の福祉分野に加え、集落支援員等、地域振興分野の役割も兼ねることとし、住民発意に基づき分野・属性を問わない取組支援を可能とする。

地域運営組織と一体的に実施することも想定

①人材づくり（相談対応人材の共通化、地域づくり人材の一本化）

②地域住民参画支援（地域運営組織（RMO）などとの連携）

過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（論点②）

論点②

（対象地域・実施要件）

- ・ 人口規模が小さい、人口減少が進行している等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経ていることを都道府県や国が確認
- ※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること 等

（市町村への補助の在り方）

- ・ 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行える仕組み
- ※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

令和8年度概算要求額 2.0億円（－）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、特に人口減少に伴い、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する地域（過疎地域等）にあつては、高齢・障害・こども・生活困窮の分野の相談支援・地域づくりに係る機能を如何に確保し、同体制の整備を図るか、早急に地域の実情に応じた手段を検討し、実行する必要がある。
- これに対しては、「地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ」（令和7年5月28日）において、過疎地域等にあつては「（現行の重層的支援体制整備事業とは別の）柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（機能集約化アプローチ）」により、包括的な支援体制の整備を推進していく必要がある」とされたほか、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）においても、その制度的対応について、令和7年度中に結論を得る旨が盛り込まれている。
- このため、機能集約化アプローチにより同体制を整備するにあたり、相談支援・地域づくりの観点における具体的な方法を検証するため、市町村・都道府県が連携し、実証を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：過疎地域の市町村 / 補助率：3/4（事業実施は最大2年まで）
- 以下の前提により、都道府県と連携し①又は②を行う市町村に対し、補助を行う。



前提

市町村において、包括的な支援体制の整備により目指す地域の姿の検討や、地域生活課題、支援関係機関や地域づくりに係る事業の人員配置・支援実績等の把握等を行った上、同体制の整備手法として、機能集約化アプローチの必要性を確認。

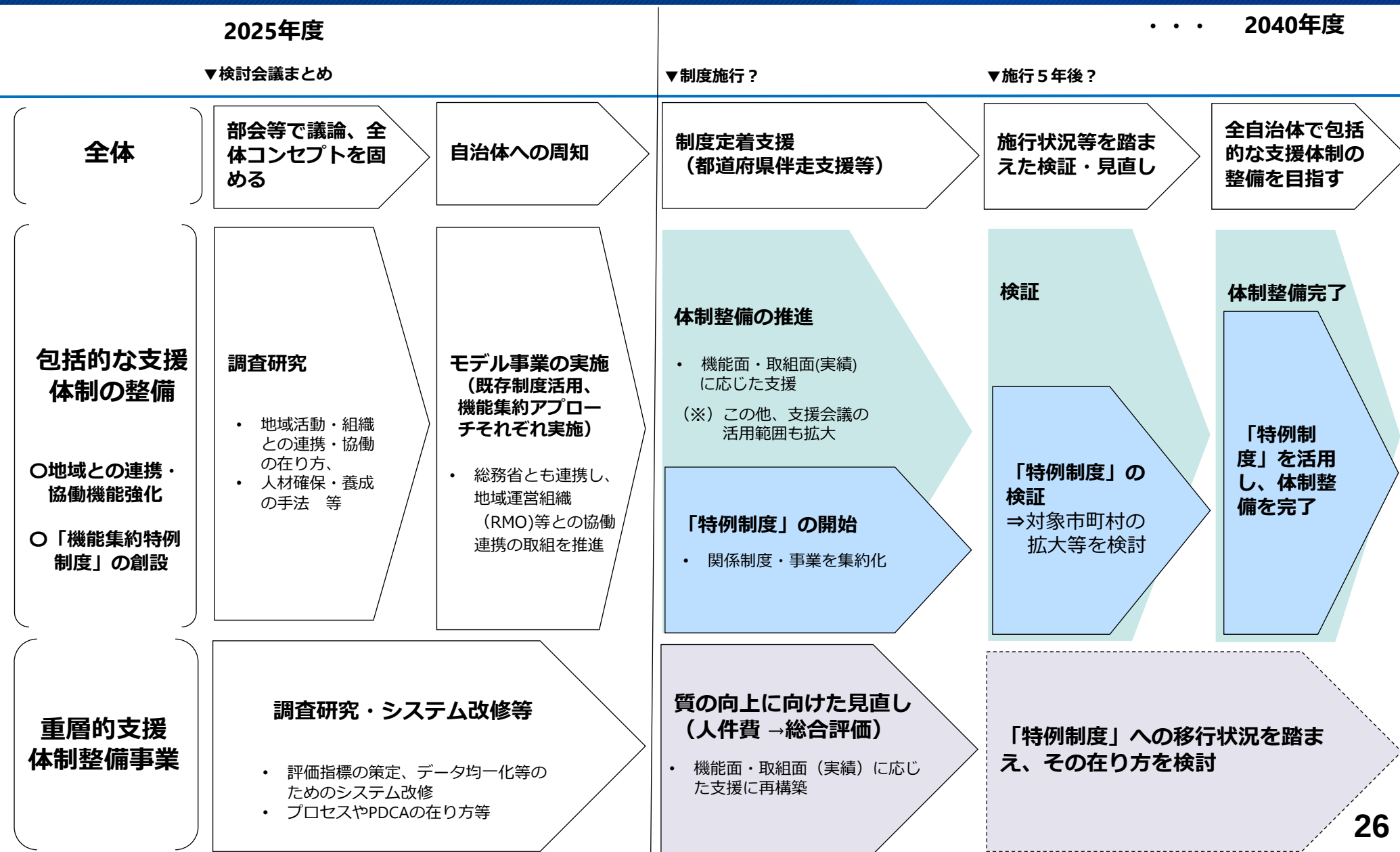
①
機能集約型の
地域づくりの
実施方法の検証

- 地域づくりに係るコーディネート機能を有する者やその活動を支える仕組みは、現在、例えば、生活困窮者自立支援制度、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター、地域おこし協力隊、集落支援員等、様々な行政分野で、分野ごとに配置・構築されている。
- 今後担い手不足が深刻化する過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な地域づくりを実施するため、例えば分野ごとに配置されているコーディネーター等の役割を柔軟に見直し、一本化する（地域おこし協力隊が生活支援コーディネーターを兼ねる等）等を行い、住民主体の取組支援を引き続き行うために必要なスキル等を整理しながら、試行的に実行する等、実証を行う。

②
機能集約型の
相談支援の
実施方法の検証

- 相談支援は、現在、分野毎に相互に連携しつつも、既存制度毎の配置基準に従い、それぞれの業務を実施する仕組みとなっている。
- 過疎地域等において、地域住民のニーズに包括的に対応し、分野横断的な相談支援を実施するため、
 - ・ 既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うための体制を構築（※）するとともに、
 - （※）既存の福祉4分野の機能集約をし、一次相談対応を行う機能、困難事案対応を行う機能に整理し、困難事案対応は、都道府県等との広域連携体制を構築すること等を想定。
 - ・ 構築した体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実行する。
- これらを通じて、分野横断的な相談支援を実施する上で必要な人員配置、広域連携の在り方、一次相談対応を行うにあたり必要なスキルを身につけるための研修内容等について、検証を行う。

2040年に向けた工程（ロードマップ）



改めて都道府県の皆様へお願いしたいこと

① 市町村それぞれの地域の実情に応じた伴走支援

- ・ 重層的支援体制整備事業＝包括的な支援体制ではない。
- ・ 地域の実情に応じた選択ができるような支援（特に、小規模市町村）
- ・ 地域づくりの後押し

② 都道府県等が実施主体となっている相談支援機関と市町村の連携

③ 重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- ・ 既存制度の機能強化・向上を図る体制整備のための事業（サブシステム）

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

令和8年度概算要求額 2.5億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額及び前々年度補正予算額

1. 事業の目的

- 都道府県において、社会福祉法第6条第2項及び第3項に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われるようにすることを目的とする。

2. 事業の概要

- 実施主体：都道府県 / 補助率：国 3/4、都道府県 1/4
- 次の①及び②の取組を都道府県が自ら実施した上で、③～⑦の取組のうち、管内全市町村から把握した課題に応じた取組を実施する。
⇒ ⑤や⑥の取組を実施する場合、補助基準額の引き上げを行う。

①	介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携に資する取組の実施
②	管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討
③	管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示し、市町村が自ら包括的な支援体制の整備に向けた検討を行うことができる力を身につけることができるための研修の実施
④	管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築
⑤	<u>管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣</u> （※） （※）・包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助 ・包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供 ・定期的な進捗確認・相談受付・助言 ・課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助 ・地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができるアドバイザーの派遣 ・各分野の相談支援の円滑化・質の向上を目的とした専門職の派遣 等
⑥	<u>地域共生社会の実現に向けた機運醸成や地域住民等の地域への参画を進めるためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催</u>
⑦	その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業

令和8年度概算要求額 1.5億円（21百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施する。
- 加えて、都道府県には、管内市町村の住民性や体制整備にあたっての課題を丁寧に把握した上で、包括的な支援体制の整備に係る支援を行うことが期待される。国・都道府県が共同で伴走的支援を実施し、今後、都道府県が支援を実施することができるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。

2. 事業の概要

- 実施主体：国 / 補助率：－（委託費）

① 市町村の管理職向け研修／都道府県向け研修の実施

市町村の管理職向け研修

〔年6回オンラインにて開催
定員1回あたり50名程度〕

- 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針等を検討した上で、同体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。

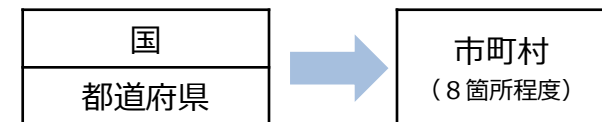
都道府県向け研修

〔年2回オンラインにて開催
定員1回あたり15名程度〕

- 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。

※ このほか、都道府県が単独で相談支援を行う者や地域づくりのコーディネートを行う者等を対象とする研修を実施できるようになるまでの間、研修を実施（オンラインでの実施を基本とする）。

② 都道府県と共同で行う伴走的支援



- 包括的な支援体制の整備に取り組みたいが、具体的な手法がわからない市町村に対し、国・都道府県が共同で伴走的支援を実施。
- 実際に現地を訪問し、地域生活課題の把握や解決策の検討等を行う中で、今後都道府県が支援を実施することができるよう、同体制の整備プロセスを踏まえた効果的な支援策を整理し、今後の支援にあたってのノウハウを得る。

（参考：令和6年度実績）重層的支援体制整備事業実施市町村等に対する全国研修・ブロック別研修や、都道府県向け研修を実施。

- 参考資料

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、NPO等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム¹⁸⁰の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐためのこどもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。

180 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包括的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改革³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

包括的な支援体制整備のあり方の見直しに向けた、令和7年度社会福祉推進事業における対応

調査事項	調査内容	実施主体
① 市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究	① 市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。 ② 市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 ③ ②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。 ④ ①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。 三菱UFJ リサーチ&コン サルティング	
② 地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究	① 住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。 ② ①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。 ③ ②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。 ④ ①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。 全国コミュニ ティライフサ ポートセンター （CLC） ※ 総務省、 全世代型社 会保障構築 本部事務局と 協働で実施	

33

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

令和8年度概算要求額 3.0億円（－）

1. 事業の目的

- 包括的な支援体制（地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制）の整備は、社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対し努力義務が課されているが、同体制を「相談支援の包括化」の範囲にとどまって理解され、地域に目を向けた対応（地域との連携・協働）が進んでいないとの課題がある。
- これに対しては、「地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ」（令和7年5月28日）においても、「住民主体の創意工夫の下で実施されている地域づくりを把握し、つなぎ合わせ一体的に展開されるよう制度間・関係者間の連携強化を一層進め、全ての関係者で地域を共に創っていく必要がある」、との提言がなされたところ。また、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）においても、「労働者協同組合、地域運営組織（RMO）等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する」とされている。
- こうした中で、地域においては、
 - ・ 既存の制度・資源を最大限活用した、地域住民の興味・関心から始まる（行政主導で作られたものではない）多数の地域活動の中で、意図せず地域生活課題が福祉的に解決されている事例、
 - ・ また、地域住民主体の組織との連携体制を構築するほか、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制を整備することで、地域住民とともに、包括的な支援体制の整備を進める事例、
 などが確認されており、こうした取組から抽出されるポイントを踏まえつつ、地域との連携・協働の取組を進めていく必要がある。
- このため、令和7年度社会福祉推進事業において、上記の取組に関する調査を実施することとしており、本推進事業の結果等も踏まえつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するため、実証を行う。

2. 事業の概要

- 実施主体：市町村 / 補助率：3/4（複数年度での実施は不可）
- 上記の事業目的に合致する地域との連携・協働の取組を実施する市町村に対し、これに要する費用の補助を行う。
この際、取組を実施するにあたっては、以下の①～③の内容に取り組むこととする。

① 地域生活課題／既存制度等の把握	② 地域住民等との協議・実践	③ 検証・見直し
○ 地域住民等が地域で生活するにあたり、現状起きている／中長期的な課題を把握。 ○ 住民の地域での生活を支える制度・資源（労働者協同組合、RMO、自治会・町内会、公民館等）や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握。	○ 住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。 ○ 協議の結果を踏まえ、実践する。	○ 実践状況を検証。 ○ 住民主体の活動の継続性を担保するための方策や、そのための行政としての支援の在り方等を検証し、必要に応じて見直し。